

船舶事故調査報告書

平成30年4月18日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	平成29年12月7日 10時06分ごろ
発生場所	大分県国東市大分空港南東方沖 大分空港飛行場灯台から真方位136° 1.7海里付近 (概位 北緯33° 27.3′ 東経131° 45.3′)
事故の概要	漁船栄漁丸は、南西進中、また、プレジャーボートえっちゃんⅢは、漂泊中、両船が衝突した。
事故調査の経過	平成29年12月13日、主管調査官（門司事務所）を指名原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 漁船 栄漁丸、4.99トン OT3-8477（漁船登録番号）、個人所有 B プレジャーボート えっちゃんⅢ、5トン未満（長さ5.38m） 295-26015大分、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型・特殊・特定 B 船長B、一級小型・特殊・特定
負傷者	A なし B 軽傷 1人（船長B）
損傷	A 右舷船首部外板に擦過傷 B 船尾トランサムに亀裂、船外機カバーに割損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西南西、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	A 船は、船長Aが1人で乗り組み、平成29年12月7日07時00分ごろ大分空港北東方沖の漁場で底引き網漁を開始し、09時00分ごろ漁具のロープが切断したので、網を揚げて大分県日出町大神漁港に向けて帰航を開始した。 船長Aは、約6.5ノットの対地速力として自動操舵で針路を南西に向けたところ、前方に他船を見掛けなかったので、後部甲板で切れたロープの修理を行うこととした。 船長Aは、時々、船縁から前方を確認しながら後部甲板で修理を行っていたところ、10時06分ごろ衝撃を感じ、B船に衝突したことに気付いた。 船長Aは、B船を最寄りの国東市安岐漁港にえい航し、船長Bを病院に向かわせた後、大分県漁業協同組合日出支店の担当者を通じて海上保安庁に本事故の発生を通報した。 B船は、船長Bが1人で乗り組み、09時45分ごろ大分空港南東

	<p>方沖で船首からパラシュート型シーアンカーを投入して船首を南西に向けて漂泊し、釣りを開始したところ、船長Bが接近するA船に気付いて船外機を始動したものの、移動することができず、その船尾部とA船の船首部とが衝突した。</p> <p>船長Bは、衝突の衝撃で船首方に左肩から倒れ、外傷性頸椎症性神経椎症を負った。</p>
分析	<p>A船は、大分空港南東方沖を南西進中、船長Aが、後部甲板で切断したロープの修理を行い、前路の見張りを適切に行っていなかったことから、前路で漂泊中のB船に気付かず、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、大分空港南東方沖で漂泊中、船長Bが、釣りをしている周囲の見張りを適切に行っていなかったことから、接近するA船に気付くのが遅れ、A船と衝突したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、大分空港南東方沖において、A船が南西進中、B船が漂泊中、船長A及び船長Bが共に見張りを適切に行っていなかったため、両船が衝突したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・航海中は、周囲の見張りに専念すること。 ・漂泊中においても、間隔を空けずに周囲の見張りを行って接近する他船の早期発見に努めるとともに、衝突のおそれがある場合には、余裕のある時機に機関を始動して移動するなど衝突を避けるための措置を採ること。